



2019年2月27日 衆議院予算委員会

宮本 徹 衆院議員の質問

## 障害のある青年・成人の 夕方や休日の居場所、活動への 国としての位置づけ、支援の拡充を

日本共産党の宮本徹衆院議員は2月27日の予算委員会第5分科会で、障害のある青年・成人の夕方や休日の居場所、活動について質問。障害者、保護者や、困難な中で夕方や休日の活動支援に取り組む事業者の実態を伝え、実態調査・ニーズ調査を実施し、国として法的に位置づけて支援をするよう求めました。

根本厚労大臣は、障害者権利条約の規定を尊重し政策を進めるべきとし、全国的な実態把握に努めなければいけない、必要な支援を行っていくと答弁しました。

また、18年度報酬改定で減収になった就労継続支援B型などについて、事業者の運営が成り立つ報酬にすることも求めました。

**宮本議員―18歳で特別支援学校を卒業すると夕方や休日を過ごす居場所がなくなる―「18歳の壁」**

●宮本徹議員 日本共産党の宮本徹です。私は、青年・成人の障害者の日中活動が終わった後や休日の余暇活動等への支援について質問をさせていただきたいと思っております。

18歳までの学齢期は特別支援学校に通い、学び、交流し、さらに、2013年からは放課後デイのサービスもスタートし、これ自体はかなりのたくさん指摘されておりますけれども、子どもたちの豊かな放課後活動を支援するという制度的な基盤は一応整備されたということだと思っております。

ところが、18歳で学校を卒業すると生活は一変するわけです。当事者は、仲間と交流したい、遊びたい、楽しみたい、認められたい、成長したい、そういう願いがあるわけですが、その願いがかなえられる場というのはいへん限られているのが現状であります。

たとえば、生活介護や就労系の事業所では、日中の活動や就労が終わるのは午後3時台や4時ということになっております。ですから、多くの場合は夕方より早く帰宅する。保

護者の方からもこういう声があります。健全な子であれば余暇を楽しむことができるのに、家で1人でテレビを見たりして過ごすことが多い、友達とまだ一緒に活動できる年なのにと、思うと親としては悲しくなる、こういう声があります。こういう問題は、18歳の壁というふうに呼ばれる方もいます。

今、全国の事業者の熱意などで、青年・成人期の日中活動が終わった後の夕方とかあるいは休日の余暇活動などの支援、いろいろな形で取り組まれておりますけれども、公的な支援というのは本当に不十分な状況だ、とりわけニーズに比してあまりに貧弱だというのが現状だと思います。これは当事者にとっても大きな問題ですけれども、保護者にとってもたいへん切実な問題です。

**宮本議員―障害のある青年・成人の夕方や休日の活動に公的な支援を求められている人たちの声を紹介する**

いくつか声を紹介しますので、大臣も聞いていただきたいと思います。

お1人目。特別支援学校に通っていたときは、8時15分ごろにスクールバスが来ていた、その後仕事

宮本徹議員の質問の概要をお知らせします 2019年4月

宮本徹国会事務所 ▶ 100-8981 千代田区永田町 2-2-1 衆議院第1議員会館 1219号 TEL.03-3508-7508

国会議員団東京事務所 ▶ 151-0053 渋谷区代々木 1-44-11 TEL.03-5304-5639 FAX.03-3320-3374

に出かけ、夕方まで安心して働くことができた、放課後デイサービスがあつたからだ、でも、今、作業所の迎えの車が来るのは9時過ぎになる、それからでない仕事に行けない、そして、作業所は3時ごろに終わり、4時には子どもは家に帰ってきてしまう、子どもが病気がちであり、フルタイム、正規の仕事はできなくなりました、働けないということは、収入が断たれるということ、夕方、安心できる子どもの居場所がないことは死活問題なのです、こういうお話をうかがいました。

それから、もうお1人紹介します。この方は、日中一時支援を利用して、いる保護者の方です。希望者が多く、通う日を制限しているということなんです。本当は毎日通いたい、子どもも楽しみにしている、私も働きたいとみんな思っている、しかし、定員10人が限度のところを登録者が25人、母子家庭のお母さんが、私が働かなければ生活保護になるというので、とにかく条件の厳しい保護者のお子さんを優先しようということになり、今はシェアをして回数を減らしている、しかし、もう限界が来ている、こういうお話でした。ですから、きょうは、この問題に

ついて、大臣に前向きな答弁をぜひいただきたいと思っております。

### 宮本議員―障害者の権利条約第30条で余暇活動が規定されている意義についての認識は

まず、大前提の問題で、障害者の権利に関する条約についての認識をおうかがいしたいと思います。

条約第30条の第5項では、締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。ざらっとその後書いてありますけれども、この障害者の権利条約第30条でなぜ余暇が規定されているのか、そして、この意義をどう認識しているのかという点についておうかがいしたいと思います。

### 根本厚労相―余暇の活動に参加することを目的として適当な措置をとる規定されていることを尊重して政策を進めるべきものと考え

●根本厚労大臣 障害者の権利に関する条約については所管外です。条約で余暇がなぜ規定されているのか、もしそういうお話です

と、たいへん恐縮ですが、外務省には確認させましたので、もし必要があれば事務方から説明させますけれども、いいですね。

(宮本(徹) 分科員「いや、その意義について、大臣としてどう捉えられているのかということですよ」と呼ぶ)

その意味では、障害者福祉政策を担当する大臣として所感を申し上げたいと思います。

障害者福祉行政においても、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置が具体的に規定されている同条約において、余暇の活動に参加することを目的として適当な措置をとると規定されていることを尊重して政策を進めるべきものと考えています。

### 宮本議員―青年・成人の余暇活動の充実や支援制度の充実に関する意見が厚労省に寄せられているはずだ

●宮本議員 尊重して政策を進めるということですから、しっかりと尊重して政策を進めていただきたいというふうに思います。

条約上は、この条約に書かれてい

る権利の実現のために、すべての適切な立法措置、行政措置をとるというふうに書いていますので、お願いしたいと思います。

そして、この問題は、地方議会からもこの数年、国宛ての意見書が出ております。東京都議会は、2016年3月に青年・成人の余暇活動の充実に関する意見書を出しました。2017年9月には横浜市議会から、障害のある青年・成人の活動に対する支援制度の充実に関する意見書というのが出ております。

意見書という形でなくても、この東京や横浜から出ているような意見と同じような意見というのが日常的に自治体から厚労省に寄せられているんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

### 橋本厚労省部長―日々の仕事の中で同様の意見をいただくこともある

●橋本泰宏厚労省障害保健福祉部長 お答えいたします。どれだけの数の自治体から同じような御意見をいただいているかどうか、定量的に私どもの方で取りまとめたわけではございませんが、私どもにおける日々の仕事の中で、さまざまなレベルで自治体の方々々と接する中で、同様の

御意見をいただくこともあるというふうに承知をしております。

**宮本議員―意見書にある「青年・成人の障害者の就労後の時間に行う事業に対する法律上の位置づけや予算措置を求める」に対する受け止め**

●**宮本議員** 日常的にそういう意見も寄せられているということですが、

この東京や横浜の意見書にはこう書いてあるんですね。

青年・成人の障害者が日中活動や就労の後にさまざまな人々と交流し、集団行動を行う事業は、国の施策として明確に位置づけられていないため、公的な支援が不十分な状況にある、法律における事業として位置づけ、十分な予算措置を講ずるよう強く要望するとあります。この点についての大臣の受けとめを。大臣じゃないですか。

**橋本部長―日中活動・就労後の交流などの取り組みへの支援は重要 地域生活支援事業の充実を図り引き続き適切な支援を行っていく**

●**橋本部長** お答えいたします。青年や成人の障害のある方が日中活動ですとかあるいは就労の後でさまざまな人と交流する、そういう取り組み

みを支援するということは重要なことだというふうに受けとめております。このため、障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業という事業がございますが、この中で、市町村や都道府県の支援を国として行っております。

1つには、創作活動や生産活動あるいは地域との交流を行う通いの場である地域活動支援センターを運営する事業、あるいは、家族の就労やレスパイトを支援するため、障害のある方に活動の場を提供する日中一時支援など、こういった取り組みがございます。

このようなものを支援するため、平成31年度の予算案におきましては地域生活支援事業の充実を図っているところでございまして、今後とも、自治体の意見なども踏まえながら、引き続き適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

**宮本議員―「日中一時」は必須事業ではなく任意事業 「日中一時」を青年・成人の障害者の活動支援として毎夕取り組んでいる自治体はどれくらいあるか**

●**宮本議員** 今、いくつかの事業を紹介されましたけれども、国として

明確に青年・成人の障害者のための日中活動の後の夕方の活動の支援だとか土・日・祝日を支える活動とかを明記したものであるのではないわけですよ。

しかも、先ほど紹介があった日中一時支援、これは自治体の任意事業、必須事業じゃないですね、任意事業ということになっているわけですね。

ちよつと、先ほど日中一時支援の紹介があったからおうかがいしますけれども、では、その日中一時支援を使って青年・成人の障害者のための夕方の活動支援として平日毎夕取り組んでいる自治体というのはどれくらいあるんですか。

**橋本部長―「日中一時支援」は9割の市区町村で取り組んでいるが事業の詳細な運営状況は把握していない**

●**橋本部長** 地域生活支援事業におきます日中一時支援でございますが、全国で約9割の市区町村の方でこの事業に取り組んでおります。ただ、この事業につきましての営業時間帯ですとか、あるいは日数などについての詳細な運営状況につきましては把握しておりません。

**宮本議員―「地域生活支援事業」の補助金制度のしくみ、国の財政的支援はどうなっているか**

●**宮本議員** 日中一時支援というのはいろんな形の日中一時支援があるわけで、この青年・成人期の夕方の支援を、ではどれだけやっているのかといったら、厚労省としては何も把握していない。必須事業じゃないから、任意事業ですからね。しかも、任意の自身も全く任意なんですよ、これは。つかんでいないという状況ということになっています。

もう1つおうかがいしますけれども、この日中一時支援だとか、先ほどお話があった地域活動支援センター機能強化事業だとか、あるいは移動支援だとか、こういうのは全部地域生活支援事業になっているわけですから、この補助金のしくみと国の財政的支援というのはどうなっているか、ちよつと紹介していただけますか。

**橋本部長―事業ごとでなく自治体の地域生活支援事業に要する経費総額に対し国が2分の1以内を補助 31年度予算案では495億円計上**

●**橋本部長** お答えいたします。移動支援ですとか、あるいは日中一時

支援、あるいは地域活動支援センター機能強化事業、あるいはレクリエーション活動支援、こういった事業がございいますが、これらにつきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象事業となっております。

この地域生活支援事業に係る補助金につきましては、実施主体である自治体が地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することができまう、いわゆる統合補助金として、事業ごとではなく、自治体ごとの地域生活支援事業に要する経費の総額に対して補助するしくみといたしております。

地域生活支援事業の補助率でございますが、障害者総合支援法におきまして、国が予算の範囲内で2分の1以内を補助することができるといふふうにされておまして、平成31年度予算案におきましては、障害者芸術文化活動などの事業も含めまして、地域生活支援事業費等補助金として、対前年度2億円増の495億円を計上しているところでございます。

宮本議員—2分の1以内という現状で国は2分の1を補助しているか

●宮本議員 今、この事業は、市町村が決めたものに対して2分の1以内で国が支援するとなっておりますけれども、現状は、国は2分の1を出していますか。

橋本部長—実効補助率は2分の1なら701億円のところ464億円で平均33%程度(平成28年度)

●橋本部長 実効補助率というふうなことでお尋ねだというふうな思いますが、計数が確定しております平成28年度で見えますと、平成28年度における市町村、都道府県の事業費の合計額は1401億円でございまして、その2分の1というところでございすれば701億円でございますが、平成28年度の予算額は464億円でございますので、自治体に対する補助率ということをならして、平均で見えますと33%程度でございます。

宮本議員—上限の2分の1まで出しておらず33%のみ 31年度予算の概算要求はいくら要求したのか

●宮本議員 大臣、今、国の法律の枠組みは2分の1以内出せるとなっておりますので、2分の1は出していないんですね、33%。自治

体の要望の規模も私は決して十分じゃないと思いますよ。もともと自治体に頑張ってもらいたいなという思いもあるんですけども、それに対して、国は法律の上限までは出していかないわけですよ。

ちなみに、701億に対して、この額の話がありましたけれども、概算要求は幾ら出したんですか。

橋本部長—537億円で要求した ●橋本部長 平成31年度の概算要求額は537億円で要求させたところでございます。

宮本議員—2分の1出せるしくみに財務省に満額予算要求していない 自治体の求めと乖離している

●宮本議員 つまり、自治体からの要望であれば、2分の1の国の補助からすれば7百億出さなきゃいけないというか、出せる枠組みになっているんだけど、そもそも財務省に対して537億しか要求してないということなんです。これは、自治体の求めとたいへん大きな乖離があるのが今の現状だと思います。

宮本議員—地域生活支援事業は内容

や報酬を自治体が決める 単体で事業が成り立つしくみになっていない

そして、この地域生活支援事業は、必須事業になっているものも含めて、移動支援だとかも必須事業としてメニューはありますけれども、どれぐらいの規模でどういうふうに取り組むのかを全部自治体が決められる、自主的に決めて取り組む事業になっているわけですよ。ですから、報酬の体系なんかも含めて自治体が決めているということになっていきます。どこまでやるかは自治体の財政力次第、あるいは自治体のお金の使い方の方の優先順位次第で大きく左右される。

この間、全国でつくられた放課後デイサービス、国がつくった放課後デイサービスは、これは全国各地でも同じ制度で、建前ではこの放課後デイ単体で事業が成り立つしくみなので、青年・成人期の私が問題提起してきたところには、単体で事業が成り立つようなくみでは全くなっていないわけです。

そういう中でも頑張つて活動しているところが幾つかありますので、どういう状況かというのを紹介しますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

**宮本議員―がんばって活動する事業所が赤字年間数百万円 法人内の他事業からの持ち出しなどで何とか存続している**

私も何度かうかがったことがある事業所では、青年・成人期の事業として2つの事業に取り組んでおります。

1つは青年学級のような事業で、これは平日夕方2回、休日2回の月に4回、ミーティングをやったり、あるいは恋愛講座をやったり、ゲームをやったり、山登りをやったり、バスハイクをやったり、行っています。私も1回ミーティングに参加させていただきましたけれども、地域でお祭りをやるのに向けて、お祭りの出し物をどうして出そうかというのを、スタッフがうまく手助けしながら、司会も障害者自身が自分たちでやって、たいへん楽しそうに話し合いをしていました。

この活動は、実は国の制度じゃなくて都の制度を使ってやっていますけれども、都と市の補助金が出ていますが、相当な持ち出しがあります。スタッフの人件費もかかりますから、赤字は1年で6百から7百万円という話を聞きました。

それから、この事業所はもう1

つ、地域活動支援センター機能強化事業として、市から委託されて、日中活動やあるいは就労後の居場所として、月、火、木、金は夕方の余暇活動を夜までやっております、それから、水曜日は日中活動をやっていきます。

私も、ここも参加してきて、それこそ新聞紙を丸めたボールでボッチャを一緒にやったりだとか、参加させてもらいました。ダンスをやったり、本当にスタッフの皆さんが、障害者の皆さんが楽しく過ごせるようにする、安心して過ごせるようにされているなというのを感じました。

**宮本議員―ニーズは非常に高く、曜日ごとに交代して参加している**

ただ、受け入れられる人数には制限があるわけですよ。先ほどの話と同じですよ。ニーズは非常に高いですけれども、曜日ごとに交代で来ているという話を聞きました。

そして、経営は、これもたいへんだと言っていましたよ。放課後デイもやっている事業体なんですけれども、学童クラブと半分ずつに使っている部屋の家賃だけで年間3百万円

かかる。そして、法人の持ち出しは、この事業に対して年間5百万円持ち出さないとできないということですよ。

**宮本議員―法人からの持ち出しが大きく継続には公的支援の拡大が必要**

どちらも、利用者には送迎費だとか、おやつ代だとか、企画行事だとか、その実費はお願いしているわけですが、やはり法人から相当持ち出しをして何とかしのいできたわけですから、このやり方は、それこそ監査に入っている方からも、財政的には続かないですよと言われるような状況もあります。

それから、別の市のある事業所のお話もします。ここは、月曜から金曜まで、夕方16時から19時まで、それから土曜日やっておりますが、補助金なしなんです。利用者の実費収入が140万円、家賃だけで年間3百万円かかり、支出の合計は6百万円で、大きな赤字になるわけですが、これも法人が他の事業をやっている、他の事業に支えられて何とかやっていますけれども、もう限界だ、こういうやり方はタイムリミットだという悲痛なお話をうかがいました。

**宮本議員―厚労省は事業所や当事者が直面している困難の実態をつかんでいるか**

それから、あと、私は東京選出ですけれども、横浜の意見書もあったので、質問するに当たって横浜の方にもちよつとお話を聞きましたけれども、市と相談して日中一時支援の制度を利用して事業を始めた、しかし、日中一時はたいへん不安定な制度だ、生活介護や放課後デイと連動して使うものとの理解により、前の制度を使つた後に延長するものとして扱われているので、報酬の単価が放課後デイの3分の1程度になっているというお話でした。ですから、事業所としても、日中一時単独では成り立たない。ですから、ほとんどの方は生活介護とセットという形になっているわけですね。

ですから、日中一時というのはそもそも一時支援ですから、毎日のように通所するということだとか、あるいは継続的にその若者を支援するというものにはなりにくいとお話うかがいました。

私はこういう話をいろいろ聞いてきていますが、厚労省はこういう実態をどこまでつかんでいるんですか。

橋本部長―好事例の普及や全国的な  
実態把握に努め必要な支援を行なっ  
ていく

●橋本部長 今委員御指摘の夕方あ  
るいは休日等の支援ということで見  
ましたときに、先ほど来私が申し上  
げております地域生活支援事業、こ  
ういった中で柔軟に運用することに  
よって対応することも可能というこ  
とが1つでございますが、もう1つ、  
日中活動を行う生活介護という報酬  
に位置づけたものがございしますが、  
こちらを夕方まで延長して行った場  
合に報酬を加算するというしくみも  
ございます。

それから、地域活動支援センター  
につきまして、網羅的に状況を把握  
しているわけではございませんが、  
幾つかピックアップしたもので申し  
上げますと、たとえば江戸川区の地  
域活動支援センターの中に土日・ト  
ワイライト事業というのがあり、そ  
れにつきましては、平日は15時  
45分から19時まで、それから土  
日は10時15分から15時までと  
いうことで利用ができるというふう  
に承知しております。

また、立川市における地域活動支  
援センターにおきましては、火曜日  
から土曜日の9時から18時までを

利用時間というふうにしておるとい  
うふうにも承知しております。

こういった、地域によりましては  
夕方の時間帯や土日も開所して余暇  
活動などのサービスを提供する地域  
活動支援センターもあるという状況  
でございますので、今後、こうした  
好事例の普及や全国的な実態把握に  
努めまして、必要な支援を行ってま  
いりたいと考えております。

宮本議員―好事例の事業所も経営は  
たいへん 実態、ニーズ調査を実施  
すべき

●宮本議員 好事例のところも含め  
て、経営はたいへんなんですよ、好  
事例のところも。そこが、ぜひ大臣  
にきょうは考えていただきたい点な  
んですよね。今後とも好事例の把握  
に努めて普及するという話ですけれ  
ども、まずはちゃんとした実態調査  
というのを大臣にやっていただきたい  
と思うんですが、いかがですか。  
ニーズ調査も含めてです。

根本厚労相―好事例の普及あるいは  
全国的な実態把握に努めなければい  
けない 必要な支援を行っていく

●根本厚労大臣 今、担当部長から  
も話がありましたが、先ほど好事例、

委員からもいろいろな事例の御紹介  
がありました。やはり私も、好事例  
の普及やあるいは全国的な実態把握  
に努めなければいけないと思います  
し、必要な支援を行ってまいりたい  
と思います。

宮本議員―必要な支援に法的な位置  
づけを当事者、家族、事業者から  
直接話を聞く機会を設け支援拡充の  
指示を

●宮本議員 必要な支援というの  
は、やはりしっかりと法的な位置づけ  
をこうした活動に対して与える。放  
課後デイはやはりちゃんと法的な位  
置づけをつくったから全国に一気に  
広がっていった。広がって、中身は  
いろいろありますよ。私も虐待の相  
談だとか本当によからぬ話なんかも  
聞こえてきたりもしますけれども、  
枠組みとしては一気にできたわけで  
すね。

やはり法的にしっかりと位置づけ  
ていく、そして財政的にもしっかりと  
事業所が運営できるように支援を行  
う、ここはどうしてもやらなきゃい  
けないというふうに思いますし、私  
がきょう提案したいのは、ぜひ大臣  
御自身も、私はきょう、私が聞いて  
いる話を紹介しましたけれども、障

害者当事者、その御家族、あるいは  
こういう活動に取り組んでいる事業  
者の皆さんから直接お話をうかがう  
機会を設けていただきたい。

今、統計問題で忙しいかもわから  
ないですけども、今すぐとは言わ  
ないですけども、そういう時間を  
しっかりと設けて、この問題、具体的  
にどう進めるのか、じっくり考えて  
指示を出していただきたいというふ  
うに思うんですが、いかがですか。

根本厚労相―やはり現場が大事  
障害者のみなさんに寄り添ってしつ  
かり施策に生かしていきたい

●根本厚労相 私は、障害者対策を  
含めて、やはり現場が大事だと思っ  
ています。そして、私も今厚生労働  
大臣をやらせていただいております  
が、そもそも、当選してから私は  
ずっと厚生をやったんですよ。やは  
り我々は地元が原点ですから、だか  
ら、地元の障害者の皆さんと、当選  
1回から、小規模事業所の問題を始  
め、さまざまな障害者の皆さんと私  
は触れ合ってまいりました。

ですから、その意味では、いろい  
ろな状況がありますけれども、私は、  
政治家としては、やはりこういう皆  
さんに寄り添って政治をやるのが必

要だと思つてまいりましたので、その意味では、私も、私の支持者を含めて、あるいは家族の皆さんを含めて、障害者の皆さんとずっとこれまで対話を重ねてまいりました。それをしっかりと厚生労働大臣として施策に生かしていきたいという決意であります。

● **宮本議員** たくさんのお話をうかがつてきたことですが、私が聞いているような話もたくさんうかがつてきたんだというふうに思いますが、ぜひ、大臣としてやはりしっかりと話を聞く場というのを設けていただきたいと思つていますが、どうですか。

**根本厚労相** 現場に足を運んで実態を見る、意見を交換することは非常に大事だと思つている

● **根本厚労相** 私もできるだけいろいろなところを訪問して、そういう直接訪問する機会をつくりたいと思つていますが、要は、たとえば児童相談所にも行つてまいりましたし、できるだけそういう現場に足を運ぶということは、私は、一般論として、そういう現場に足を運んで現場の実態を見る、そして意見を交換する、これは非常に大事だと思つております。

● **宮本議員** ですから、一般論じゃなくて、この課題でぜひそうしたいただきたい。よろしいですか。

● **根本厚労相** 私も、さまざまな課題がありますので、いろいろなものを視野に入れながら適切にやっていきたいと思つています。

**宮本議員** 文科省 特別支援教育の生涯学習化はニーズをつかんだうえで、保護者の就労保障やレスパイトも視野に入れ、厚労省との連携で具

● **宮本議員** では、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思つています。それから、きょうは文科省にも来ていただきました。

文科省は、いろいろな取り組みを実は松野大臣のときに、松野大臣が、特別支援学校の生徒さん、保護者の皆さんから、卒業した後というのは学びの場も交流の場もない、そういう不安の声を受けられて、いろいろな取り組みを始められているんですよ。

それで、ぜひ文科省に、きょうは副大臣にも来ていただきましたけれども、お願ひしたいのは、成人期の余暇活動を支援している団体にも、幅広く丁寧にニーズの運営と実情を

つかんで、今具体化されようとしている特別支援教育の生涯学習化の具体化に当たっては、ちゃんとそういう団体の意見、ニーズもつかんでいただきたいということと、あわせて、特別支援教育の生涯学習化というのは、当事者、家族のニーズにどこまで応えようとしているかといった場合に、文科省的な側面から応えられないけれども、福祉的な側面からではやはりニーズに応えられないんじゃないかと思つております。

保護者の就労保障やレスパイトとか、こういうことまで視野に入れようと思つたら、ここはどうしても厚労省が所掌ということになつてくると思つていますので、今、余暇活動の支援も含めて、文科省の方では具体化が検討されていると思つていますけれども、ぜひ厚労省と連携しながらの具体化をお願ひしたいと思つています。その点はいかがでしょうか。

**浮島文科副大臣** 厚労省とは福祉や労働部局との連携をしっかりと図つて

● **浮島とも子文部科学副大臣** 障害のある方の生涯学習を進めるに当たりますのは、当事者や保護者のニーズはもとより、学びを提供する現場

の実態、これをしっかりと踏まえまして推進方策を検討することが非常に重要であると考えているところでございます。

このため、文部科学省におきましては、平成30年2月に設置した学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議というのにおきまして、関係団体や実践者からヒアリングや、障害者、当事者へのアンケートの調査を実施させていただきました。まして、当事者等のニーズや現場の実態把握を進めつつ検討を行つていくところでございます。

その際、厚生労働省には有識者会議にオブザーバーとして出席もしていただいておりますし、福祉や労働部局との連携をしっかりと図つていくところでもございます。

さらに、これからの取り組みを含めまして、障害のある方が個性や能力を生かして社会で活躍するための施策を横断的そして総合的に推進するため、本年1月に文科省の中に、私のもとに文科省障害者活躍推進チームというのを設置させていただきました。現在、精力的に検討を進めさせていただいているところでございます。

今後とも、誰もが、障害の有無に

かわらず、ともに学び、生きる共  
生社会の実現に向けまして、障害の  
ある方が一生涯にわたり主体的、繼  
続的に学習を行うことができるよう  
な環境整備に全力で努めてまいりま  
す。

**宮本議員―18年度報酬改定では就  
労継続支援B型の6割が減収 運営  
が成り立つ報酬基準にするべき**

●宮本議員 学習というのを相当幅  
広く捉えていただいて、余暇活動の  
支援まで含めて、そして実態に見  
合った支援をぜひお願いしたいと思  
います。

時間がないので、最後に1点だけ  
大臣に、少し話題はかわりますけれど  
も、18年度の障害者福祉の報酬改定  
がありました。そのいろいろ深刻な影  
響も出ていまして、きょうされんとい  
うところが、就労継続支援B型と就労  
移行支援の1011の事業所に聞いた  
ところ、6割が減収になったという話  
なんです。減収が年額3百万円以上  
になったというのも、減収となった就  
労継続B型のうち3分の1以上のとこ  
ろでありました。

私も地元の事業所からも随分お話  
をうかがいましたけれども、とにかく  
報酬改定で、平均工賃に基づく

報酬基準というのがつくられたんで  
すね。それから、目標工賃達成加算  
というのは逆に廃止されました。結  
構大きな目標工賃達成加算が廃止さ  
れ、そして、平均工賃が高ければ報  
酬を多くし、平均工賃が少なければ  
報酬を少なくするということになっ  
たわけですけれども、実は、これが  
やはり減収の大きな原因になってい  
るんですね。

たとえば、精神障害者が中心の作  
業所、私も幾つか聞きましたけれど  
も、1カ月に働くのが4、5時間と  
いう方もいるわけです。そういう人  
まで含めて平均工賃を出すと、どう  
してもこれは平均工賃が下がって、  
そのことによつて報酬が下がる。今  
まであった目標工賃達成加算がなく  
なったので、かなりの減収になると  
いうことなんです。

ですから、最後に質問させていた  
だきますけれども、やはり、障害の  
状況や特性に応じて働く日数や時間  
には合理的配慮を行うというののも  
ともと障害者権利条約の精神です。か  
ら、平均工賃による報酬基準という  
のを持ち込んだというのは、私は、  
これはたいへんな間違いだったん  
じゃないかなというふうに思います。  
ですから、障害を持った人の状況

や特性、体調に応じて通所しても事  
業所の運営が成り立つような報酬に  
ぜひしていただきたいと思えます  
が、この点を最後におうかがいた  
いと思います。

**根本厚労相―就労継続支援B型は非  
常に重要なサービス 今回の報酬改  
定の検証調査を通じ影響をしっかりと  
把握していく**

●根本厚労相 就労継続支援B型、  
これは、障害のある方がその適性に  
応じて能力を十分に発揮し、地域で  
自立した生活を実現するために重要  
なサービスであると思えます。私も  
直接行つていろいろな状況も見てお  
りますが、私の場合は身近な地元と  
いうことになりましたけれども、これ  
は非常に重要なサービスだと思つて  
います。

昨年4月の報酬改定で、平成27  
年12月社会保障審議会障害者部会  
報告書における、工賃、賃金の向上  
や一般就労への移行を更に促進させ  
るべき、こういう御意見を踏まえて、  
事業所が利用者に支払う平均工賃月  
額に応じた基本報酬の設定といたし  
ました。

この考え方は、就労継続支援B型  
の平均収支差率がプラス12.8%

であったことも踏まえつつ、利用者  
へ支払われる工賃が高いほど障害の  
ある方の地域における自立した日常  
生活につながり、事業者は生産活動  
の支援に労力を要すると考えられる  
ことから実施をいたしました。

今回の報酬改定の影響に関して  
は、報酬改定の検証調査などを通じ  
てしっかりと把握していきたいと思  
います。

**宮本議員―しっかりと見直して福祉、  
就労支援といえる報酬に**

●宮本議員 検証するということが  
すけれども、週1日や2日の方を受  
け入れると事業所の運営は困難にな  
るといふのは、これはやはり福祉  
じゃないと思えますよ。就労支援  
見直していただきたいということ  
申し上げまして、質問を終わらせて  
いただきます。

どうもありがとうございました。